

公益財団法人石澤奨学会 奨学金給付規程

(定時制通信制高等学校生徒、定時制通信制高等学校卒業の大学生・短期大学生用)

(対象者)

第1条 本規程は、定時制通信制高等学校に在籍する生徒及び定時制通信制高等学校卒業の大学生又は短期大学生で、公益財団法人石澤奨学会の奨学生として採用された者を対象とする。

(奨学金の給付期間及び金額)

第2条 給付金額は、定時制通信制高等学校生は、月額25,000円、大学・短大生は、月額25,000円とする。

2 給付期間は採用時から学則に決められた最短修業年限とする。

(奨学金の交付)

第3条 奨学金は、奨学生本人名義のゆうちょ銀行総合口座に振り込む。

2 新規採用奨学生については、7月末日までに、4、5、6、7月分を、9月末日までに、8、9、10、11月分を、翌年1月末日までに、12、1、2、3月分を振り込む。

3 継続奨学生については、5月末日までに、4、5、6、7月分を、9月末日までに、8、9、10、11月分を、翌年1月末日までに、12、1、2、3月分を振り込む。

(奨学生継続の条件)

第4条 次の全ての条件を満たした者は継続奨学生となることができる。

- (1) 受領葉書を奨学金振込通知書にある指定期限内に返送した者
- (2) 毎年年度末に提出の在籍学校長からの生活状況報告書で、進級と判定された者
- (3) 毎年度末に奨学生自筆による生活レポートを提出した者
- (4) 奨学金の支出書の提出を求められたとき、履行した者

(奨学生資格の喪失)

第5条 在籍校を退学、休学、原級留置、50日以上欠席（ただし、病気入院等は別途考慮する）、重大な反社会的な行為のいずれかを行った者は、発生時点で奨学生の資格を失う。

2 前条の報告、連絡を怠った場合も同様とする。

(返済免除)

第6条 奨学金の返済義務及び付帯義務は一切ない。ただし、この規定第5条の該当者については、奨学金の全額返済を求める場合がある。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

- 2 この規程は、平成23年11月28日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成31年3月5日から改定施行する。
- 4 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、令和8年4月1日から改定施行する。